



[トップページ](#) > [情報公開・個人情報保護](#) > [要綱・要領](#) > 大阪市立此花区民ホール使用許可及び使用期間等にかかる取扱要綱

大阪市立此花区民ホール使用許可及び使用期間等にかかる取扱要綱

ページ番号：202470 2013年1月21日

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪市立此花区民ホール（以下「区民ホール」という。）の使用許可及び使用期間に関し、大阪市コミュニティ振興施設条例及び大阪市コミュニティ振興施設条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請)

第2条 区民ホールの施設の使用の許可を受けようとする者は、所定の申請書に次に掲げる事項を記載してこれを指定管理者に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 使用の日時
- (3) 使用の目的
- (4) 使用する施設及び付属設備
- (5) 入館者の予定人員
- (6) その他指定管理者が必要と認める書類

2 前項の規定により申請した事項を変更するときは、あらかじめ所定の申請書にて指定管理者の許可を受けなければならない。

3 第1項の申請は、使用期日の6月前の日から受理するものとする。ただし、指定管理者が特別の事由があると認めるときは、同日前においても受理することがある。

(使用期間の制限)

第3条 区民ホールの施設の使用は、引き続き3日を超えることができない。ただし、指定管理者が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(使用許可の申請の優先)

第4条 指定管理者は、次の各項に掲げる使用については、第2条第3項ただし書に基づき、使用期日の6月前の日前であっても、使用期日の9月前を限度として優先して使用する申請（以下、「優先使用」という。）を受理することができるものとする。

2 次の各号に掲げる使用であって、此花区におけるコミュニティ活動の振興並びに地域における文化の向上及び福祉の増進に直接寄与するものと認められるもの。

- (1) 大阪市が主催又は共催する事業を行うための使用
- (2) 区民ホールの指定管理者が主催又は共催する事業を行うための使用
- (3) 大阪市からの委託による事業を行うための使用
- (4) 地域振興、社会福祉、社会教育等に関する団体で、別表に定めるもの及びこれに準ずる団体が行う行事又は集会

3 公職選挙法に基づき、此花区選挙管理委員会が投開票又は選挙会を執行するための使用

4 行政機関及びこれに準ずる機関が此花区民を対象とした事業を行うための使用

(使用期間の制限の解除)

第5条 指定管理者は、前条第2項第2号並びに第3項及び第4項に掲げる使用があったときは、第3条に規定するただし書に基づき、引き続き3日を超えることができるものとする。

(優先使用の申請)

第6条 優先使用の申請については、第2条の定めにより、使用期日の9月前の日から6月前の日の前日までに指定管理者に提出しなければならない。

(使用許可)

第7条 指定管理者は、第2条及び前条の申請があったときは、当該申請の書類及び申請内容を審査し、許可すべきものと認めるときは、2日以内に許可を決定するものとする。

(優先使用内容の掲示)

第8条 指定管理者は、第6条の申請があったときは、申請のあった日の7日以内の日から当該使用期日の6月前の日まで、区民ホール内に、使用日時、使用室名等を掲示するものとする。

(使用権譲渡の制限)

第9条 第7条の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用権の譲渡、又は他人に使用させてはならない。

附 則

この要綱は、平成20年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表

 [別表\(pdf, 6.11KB\)](#)



[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロード \(無償\)](#) 

PDFファイルの閲覧には Adobe Acrobat Reader DC が必要です。同ソフトがインストールされていない場合には、Adobe 社のサイトから Adobe Acrobat Reader DC をダウンロード (無償) してください。

 SNSリンクは別ウィンドウで開きます



このページの作成者・問合せ先

大阪市此花区役所 市民協働課

〒554-8501 大阪市此花区春日出北1丁目8番4号（此花区役所3階）

電話：06-6466-9734

ファックス：06-6462-0942

[メール送信フォーム](#)

このページへの別ルート

[大阪市総合トップ](#) > [市政](#) > [市政情報の公表（オープン市役所）](#) > [要綱・要領等のオープン化](#) > [所属名からさがす](#) > [此花区役所](#) > [要綱](#) > 大阪市立此花区民ホール使用許可及び使用期間等にかかる取扱要綱

[大阪市総合トップ](#) > [市政](#) > [市政情報の公表（オープン市役所）](#) > [要綱・要領等のオープン化](#) > [分類からさがす](#) > [人権、市民参加・協働、男女共同参画](#) > [要綱](#) > 大阪市立此花区民ホール使用許可及び使用期間等にかかる取扱要綱

Copyright (C) City of Osaka All rights reserved.

此花区民ホール使用許可にかかる取扱要綱 別表

地域振興に関する団体

No	優先使用団体
1	各地域活動協議会
2	一般財団法人大阪市コミュニティ協会 此花区支部協議会
3	此花区地域振興会・赤十字奉仕団
4	此花区商店会連盟
5	此花区緑化リーダー連絡協議会
6	此花防犯協会
7	此花防火協力会
9	交通事故をなくす運動此花区推進本部 運営委員会
8	その他区長が必要と認める団体

社会福祉に関する団体

No	優先使用団体
1	社会福祉法人此花区社会福祉協議会
2	此花区民生委員協議会
3	此花区民生・児童委員連盟此花区支部
4	此花区保護司会
5	此花区更生保護女性会
6	此花区母と子の共励会

7	此花区老人クラブ連合会
8	此花区遺族会
9	此花区身体障害者連合会
10	此花区健康づくり推進協議会（この花 なでしこ会）
11	此花区食生活改善推進員協議会（この 花友の会）
12	その他区長が必要と認める団体

社会教育等に関する団体

No	優先使用団体
1	此花区青少年指導員連絡協議会
2	此花区青少年福祉委員連絡協議会
3	此花区PTA協議会
4	此花区子供会育成連合協議会
5	此花区地域女性団体協議会
6	此花区青年団体連合会
7	此花区視聴覚教育協議会
8	此花区体育厚生協会
9	大阪市スポーツ推進委員此花区協議会
10	此花区青少年育成推進会議
11	その他区長が必要と認める団体